

## 研修施設の認定に関する申し合わせ

### 1 目的

本申し合わせは、研修施設の認定に関する内規第2条第2項に基づき、研修施設の資格に関する細目及び手続きについて定めるものである。

### 2 研修施設の資格

研修施設の資格は、以下の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 原則として、リハビリテーション科を診療科として標榜している。
- (2) 指導医が常勤している。
- (3) 専門医制度卒後研修カリキュラムに基づいた研修が可能である。
- (4) 原則として、リハビリテーション科病床を有していることが望ましい。
- (5) リハビリテーションに関する教育・研究活動が行われている。

### 3 研修施設認定申請

研修施設の認定を受けようとする機関は、以下の書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 研修施設認定申請書
- (2) 指導医勤務証明書
- (3) 研修施設内容証明書
- (4) リハビリテーション科カリキュラム

### 4 研修施設の報告義務

認定を受けた研修施設は、年1回所定の研修施設年次報告書を施設認定委員会に提出する。また、研修施設において以下の事項について変更があった場合は、その都度研修施設変更届を提出し、施設認定委員会の承認を受ける。

- (1) 指導医及び施設長の変更
- (2) その他報告を必要とする研修施設内容の変更

### 5 研修施設の認定取り消し

研修施設認定に関する内規第4条に定める資格喪失の該当事項とともに、次の事項に該当する場合は、理事会の議を経てその認定を取り消す。

- (1) 年次報告書の提出がなかったとき
- (2) 年次報告書の内容が、本医学会が定める専門医制度卒後研修カリキュラムを実施するための条件を十分に満たさなくなったとき
- (3) 申請または報告の内容に虚偽の記載があったとき

### 6 第3項と第4項に関する書式は、別に定める。

### 附 則

本申し合わせは、

平成15年9月27日より施行する。

平成16年9月18日より施行する。

平成18年7月22日より施行する。

平成25年11月16日より施行し、平成26年4月1日より適用する。